

第 2 3 号議案

東大和市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 0 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

東大和市後期高齢者医療に関する条例（平成２０年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第７条中「は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

附 則

- １ この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- ２ 改正後の第７条の規定は、施行日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。